

別表

区分	種目	対象者	耐用年数	基準額
介護	特殊寝台	下肢若しくは体幹機能障害 2 級以上	8 年	154,000円
訓練 支援 用具	体位変換器	(介助を要する者に限る。)又は寝たきりの状態にある難病患者等	5 年	15,000円
	移動用リフト	下肢若しくは体幹機能障害 2 級以上 (介助を要する者に限る。)又は下肢若しくは体幹機能に障害のある難病患者等	4 年	159,000円
	入浴担架	下肢又は体幹機能障害 2 級の者 (介護を要する者に限る。)	5 年	82,400円
	特殊マット	下肢若しくは体幹機能障害 1 級 (介護を要する者に限る。)又は寝たきりの状態にある難病患者等	5 年	19,600円
	特殊尿器	下肢若しくは体幹機能障害 1 級 (介護を要する者に限る。)又は自力で排尿できない難病患者等	5 年	67,000円
	訓練いす (児のみ)	下肢又は体幹機能障害 2 級以上の者 (原則として 3 歳以上の者)	5 年	33,100円
	訓練用ベッド	下肢若しくは体幹機能障害 2 級以上 (原則として 3 歳以上の者)又は下肢若しくは体幹機能に障害のある難病患者等	8 年	159,200円
自立 生活 支援 用具	入浴補助具	下肢若しくは体幹機能障害又は入浴に介助を要する難病患者等	8 年	90,000円
	便器	下肢若しくは体幹機能障害 2 級以上 又は常時介助を要する難病患者等	8 年	4,450円
	T 字状・棒状のつえ	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能	3 年	3,000円

		障害の者		
	移動・移乗支援用具	平衡機能若しくは下肢若しくは体幹機能障害又は下肢が不自由な難病患者等	8年	60,000円
	頭部保護帽	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害、てんかん発作等により頻繁に転倒する知的障害者（児）又は精神障害者	3年	12,160円
	トイレチェアー	平衡機能若しくは下肢若しくは体幹機能障害又は通常の便座上で座位を保てない難病患者等	8年	81,000円
	特殊便器	上肢障害2級以上又は上肢機能に障害のある難病患者等	8年	151,200円
	火災警報器	障害種別にかかわらず、火災発生の感知又は避難が困難な障害者（単身及びこれに準ずる世帯）	8年	15,500円
	自動消火器	障害種別にかかわらず、火災発生の感知又は避難が困難な障害者又は難病患者等（単身及びこれに準ずる世帯）	8年	28,700円
	電磁調理器	視覚障害2級以上の者（電磁調理器	6年	41,000円
	歩行時間延長信号機用小型送信機	は、盲人世帯及びこれに準ずる世帯）	10年	7,000円
	聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害2級の者（単身及びこれに準ずる世帯）	10年	87,400円
在宅療養等支援用	透析液加温器	腹膜透析を行う者	5年	51,500円
	ネブライザー（吸入器）	呼吸器障害3級以上若しくはこれと	5年	36,000円
	電気式たん吸引器	同程度の障害を有する者又は呼吸器機能に障害のある難病患者等	5年	56,400円

具	酸素ボンベ運搬車	在宅酸素療法者	10年	17,000円
	盲人用体温計（音声式）	視覚障害２級以上の者（単身又はこれに準ずる世帯）	5年	9,000円
	盲人用体重計		5年	18,000円
	パルスオキシメーター（動脈血中酸素飽和度測定器）	人工呼吸器の装着が必要な身体障害者又は難病患者等	5年	157,500円
情報 意思 疎通 支援 用具	携帯用会話補助装置	音声言語機能障害又は肢体不自由者であって発音発語に著しい障害を有するもの	5年	98,800円
	情報・通信支援用具 ※1	上肢障害の者又は視覚障害者	6年	100,000円
	点字ディスプレイ	視覚障害２級以上の者	6年	383,500円
	点字器	盲ろう者、視覚障害者	標準7年	10,400円
			携帯5年	7,200円
	点字タイプライター	視覚障害２級以上の者（本人が就労し、若しくは就学している者又は就労が見込まれる者）	5年	63,100円
	視覚障害者用ポータブルリーダー	視覚障害２級以上の者	6年	85,000円
	視覚障害者用活字文書読上げ装置		6年	115,000円
	盲人用腕時計（音声）		10年	13,300円
	盲人用腕時計（触読）			10,300円
	視覚障害者用拡大読書器	視覚障害者	8年	198,000円
	聴覚障害者用通信装置	聴覚障害者又は発声・発語に著しい障害を有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもの	5年	71,000円

	聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害 2 級以上の者（単身及びこれに準ずる世帯）	6 年	88,900円
	人工喉頭（電動式）	喉頭摘出者	5 年	70,100円
	福祉電話（貸与）	難聴者又は外出困難な身体障害者（原則 2 級以上）であって、コミュニケーション、緊急時の手段として必要性があると認められるもの及びファックス被貸与者（単身又はこれに準ずる世帯）	—	業者と協議の上決定
	ファックス（貸与）	聴覚機能、言語機能又は音声機能障害 3 級以上の者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として認められるもの	—	業者と協議の上決定
	点字図書	視覚障害者	—	※ 2
	人工内耳用電池	人工内耳を装用している聴覚障害者（児）	—	2,000円／月
	人工内耳体外機	5 年を超える期間人工内耳を装用している聴覚障害者（児）であって、損害保険に加入しているもの（損害保険又は医療保険の適用を受けられない者に限る。）	5 年	300,000円
	埋込型人工鼻(本体部分)	喉頭摘出者で、音声機能障害を有し、	1 年	51,840円
	埋込型人工鼻(消耗部分)	常時埋込型の人工喉頭を利用するもの	—	23,100円／月
排泄 (せ つ)管	紙おむつ等（紙おむつ、洗腸用具、サラシ・ガーゼ等衛生用品）	ストーマ造設者、高度の排便機能障害者又は脳原性運動機能障害かつ意思疎通表示困難者	—	12,360円
理支 援用	ストーマ用装具（蓄尿袋）	高度の排尿機能障害者又はストーマ造設者	—	11,639円

具	ストーマ用装具（蓄便袋）	高度の排便機能障害者又はストーマ造設者		8,858円
	収尿器	高度の排尿障害者	1年	男性用 7,700円
				女性用 8,500円
住宅改修費	居宅生活動作補助用具	下肢若しくは体幹機能障害若しくは乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有する者であつて障害等級3級以上のもの（特殊便器への取替えをする場合は、上肢障害2級以上の者）又は下肢若しくは体幹機能に障害のある難病患者等		200,000円

備考

- 1 ※1の情報・通信支援用具とは、障害者向けパーソナルコンピューター周辺機器及びアプリケーションソフトをいう。
- 2 ※2の点字図書の基準額は、点字図書の価格とする。